

土地掘削（増掘・動力の装置）の許可を受けた者の地位の相続の承認に係る審査基準及び標準処理期間

1 根拠法令

温泉法第7条、同法第11条第2項

2 審査基準

- ・承継しようとする掘削等の許可が現に有効であること
- ・掘削等の許可を承継しようとする相続人が、被相続人の死亡後60日以内に申請をしたものであること
- ・掘削等の許可を承継しようとする相続人が、承継しようとする許可に係る行為の全てを一括して相続するものであること
- ・相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により掘削等の許可に係る行為を承継すべき相続人を選定したことが確認できるものであること
- ・相続人が2人以上ある場合において、掘削等の許可に係る行為を承継すべき相続人以外の相続人の行方がわからず同意を得ることが困難である場合等においては、その行為を承継しようとする相続人の選定が客観的に明らかであることを証することができるものであること
- ・掘削等の許可を承継しようとする相続人が、温泉法（第11条第2項で準用する）第4条第1項第3号から第4号までに該当しないこと

(根拠法令)

○ 温泉法

(土地の掘削の許可を受けた者の相続)

第七条 第三条第一項の許可を受けた者が死亡した場合において、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該許可に係る掘削の事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。）が当該許可に係る掘削の事業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に都道府県知事に申請して、その承認を受けなければならない。

2 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした第三条第一項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

3 第四条第一項（第三号及び第四号に係る部分に限る。）及び第二項の規定は、第一項の承認について準用する。

4 第一項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る第三条第一項の許可を受けた者の地位を承継する。

○ 温泉法施行規則

(掘削許可等を受けた者の相続の承認の申請)

第四条 法第七条第一項(法第十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

- 一 申請者の住所及び氏名並びに被相続人との続柄
- 二 被相続人の氏名及び住所
- 三 掘削許可等の別
- 四 掘削許可等を受けた日
- 五 掘削許可等に係る工事に係る土地の所在、地番及び地目
- 六 相続開始の日

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 戸籍謄本
- 二 相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により掘削等の事業を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
- 三 申請者が法第四条第一項第三号から第五号までに該当しない者であることを誓約する書面

○ 愛知県温泉法施行細則

(申請書の様式等)

第一条 次の各号に掲げる申請書は、当該各号に定める様式によらなければならぬ。

五 省令第四条第一項に規定する申請書 様式第五

3 標準処理期間

11日